

健康保険受診にかかるお知らせ

当院は、令和6年2月29日をもって、健康保険の取扱いを中止し、完全自費整骨院に移行いたします。なお、交通事故自賠責保険・労災保険は引き続き取り扱います。

誠に恐れ入りますが、3月1日以降、健康保険適用の方につきましては、相当の実費を徴収させていただくことといたしました。

下記事由をご参照いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

国家資格を有する柔道整復師が運営する整骨院では、厚生労働省の監督指導の下、関係法令に従い、ケガの施術に限り健康保険の適用を受けることができる施術を行っております。弊院としても、当然のことながら、法令に従った健康保険の適用に努めております。

※整骨院の保険適用ケガの範囲：急性外傷である骨折・脱臼・捻挫・打撲・挫傷のみ

しかしながら、現実には健康保険の使用可否は各整骨院の解釈と判断に委ねられており、その結果、整骨院によっては保険領域の曖昧な判断による不当な保険請求が起きていることも事実です。

それに伴い、国も保険者も適正な保険適用に係る厳格化から、照会や返戻も頻発し、弊院本事業である施術活動自体にも悪影響が起こるほど、事務作業が大変煩雑となります。

一般的に、病院や整骨院は、健康保険制度を基盤に運営されています。この健康保険の施術料金は、国によって定められており、施術方法もこれに従うため、限定的な方法にならざるを得ません。

病院と整骨院は、それぞれ異なる役割を担っており、単純な比較は適切ではありません。

しかし、整骨院での施術費用は、病院に比べてかなり低く設定されており、昨今の社会情勢を踏まえると、運営継続自体が厳しい状況にあることは否めません。

皆様の症状を的確に把握し、皆様の期待に応える治療を行うためには、健康保険の枠組みの中で施術を行うことは、現実的に難しいと言えます。

以上の説明を踏まえまして、弊院では、皆様の症状と目的に合った治療を行うべく、自費施術へと移行することといたしました。

ご通院される方、弊院ともども健全に、また皆様の健康の手助けができるよう邁進してまいります。何卒ご了承のほど、宜しくお願い申し上げます。

浜町リッツ整骨院
院長 堀 朝穂